宇都宮市景観計画の変更について

景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区)における景観重要公共施設 の指定及び変更

宇都宮市景観計画 【基準編】(案)

宇都宮市

一目次一

第1章	市全域の行為の制限		
1 届	目出対象となる行為	1	
2 行	示為の制限	2	
第2章	景観形成重点地区等の行為の制限	Į	
1	器形成重点地区	3	
(1)	宇都宮駅東口地区	3	
(2)	大通り地区	9	
(3)	白沢地区	15	
(4)	雀宮駅周辺地区	21	
(5)	岡本駅周辺地区	26	
(6)	大谷地区	31	
2	是観形成推進地区	37	
(1)	中里原地区	37	
第3章	景観重要公共施設		
1	景観重要道路	41	
(1)	宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広	場通り,東西自由通路, <u>宇都宮芳賀ライト</u>	
<u>L</u>	ノール線	<u>41</u>	
(2)	大通り	<u>45</u>	
第4章	景観整備機構		
(1)	一般社団法人 栃木県建築士会		
(2)	特定非営利活動法人 大谷石研究	Z会 ······ <u>49</u>	

第3章 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

宇都宮市景観計画,第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき,景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

1 景観重要道路

(1) 宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路,宇都宮芳賀ライトレール線

1) 適用日

平成20年10月1日 (当初 宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路) 令和5年4月1日 (変更)

2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路、宇都宮芳賀ライトレール線

3) 位置

図7のとおり

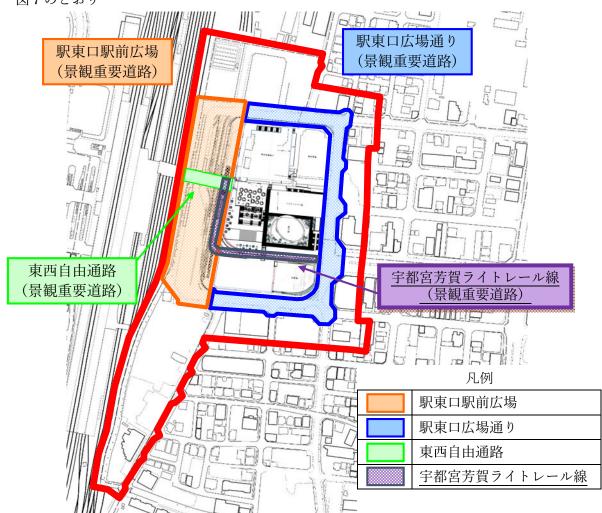


図7 景観重要道路の位置(宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路, 宇都宮芳賀ライトレール線)

4) 整備に関する事項

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流	○ 緑の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。
れの創出	○ 交通の流れを演出する舗装を採用する。
	(推奨する舗装 公共交通の通行帯に一般車両と異なる排水
	性コンクリート舗装)
自然やまちの音・風を感じる	○ 緑あふれる駅前空間を創出するため, J R線沿い歩道のフェ
駅前空間の形成	ンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。
	○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツ
	リーを配置する。
ユニバーサルデザインの導	○ バリアフリー構造(段差)を採用する。
入	○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。
	○ わかりやすく,公共施設や交通情報を案内する公共サインを
	設置する。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を
	維持・継承する。
	○ 人と環境にやさしい舗装を採用する。
	(推奨する舗装 透水性平板ブロック (コルゲートタイプ))
	○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む薄く
	スマートな屋根デザインのシェルターを設置する。
	(推奨する材料 アルミハニカムパネル)
	○ _ まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	○ 緑あふれる都市空間を創出するため, 横断防止柵の緑化を行
	う。
	○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を
	維持・継承する。
	○ 人と環境にやさしい舗装を採用する。
	_(推奨する舗装 透水性平板ブロック (コルゲートタイプ))
	○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む薄く
	スマートな屋根デザインのシェルターを設置する。
	(推奨する材料 アルミハニカムパネル)
	○ まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。

ウ 東西自由通路(歩行者デッキ)

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を	○ 風格のある,新しいまちを予感させる舗装を採用する。
演出	(推奨する舗装 御影石舗装)
駅前広場や拠点施設との一	○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式とする。
体感を演出	(薄い床板や屋根など)
	○ 軽やかさを感じる庇を設置する。
人々が安心して楽しく移動	○ 明るく見通しの確保されたエレベーターを設置する。
できる空間	○ あらゆる人が安全で安心,かつ快適に通行できる配慮をす
	<u>る。</u>
	(推奨される配慮 点字ブロックを手すり側に設置する)
自然の光や風を感じる開放	○ 自然の光や風を感じ、開放感のある構造や素材を採用する。
感のある明るい空間	(推奨する構造等 オープン構造,ガラスの採用など)
	○ 豊かな光を感じるトップライトを設置する。

エ 宇都宮芳賀ライトレール線

【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮の玄関口にふさわしい道路景観の形成
- ・ 駅前空間とまちをつなぐ統一感のあるデザイン

整備の考え方	整 備 の 内 容
乗る人も見る人もLR Tが創る新しい風景を 感じられる洗練された 空間の形成	 ○ 路面は、まちのデザインと調和した素材を使用する。 (推奨する素材 ウォッシャブルコンクリート) ○ 柵や架線柱は、できる限り細くシンプルな形状とし、周辺の床面や樹木の色彩との調和を図る。 (推奨する色彩 ブラウン系のライトグレー)
新たな市の玄関口として駅前の各空間が交わり、次の空間につながる一体感の演出	 ○ 新たな駅前空間にふさわしい、明るく、空間に溶け込む、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。 (推奨する素材 アルミハニカムパネル) ○ 床材は、東西自由通路との一体感を演出する舗装とする。 (推奨する工法 タイル張り)

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物(以下「工作物」という。)の道路占用の許可(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。)を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。

宇都宮市景観計画の変更について

1 目 的

LRT整備事業や駅東口整備事業により形成された駅前空間における一体的な景観を適切に維持・保全し、新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図るため、景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区)において景観重要公共施設の新たな指定及び既存指定施設の内容の見直しを行うもの 参考資料

2 経 過

平成20年 宇都宮駅東口地区を景観形成重点地区に指定

宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路を景重要

公共施設に指定

平成31年 LRT施設等のトータルデザインを「LRTデザイン部会」にお

いて決定

令和2年 景観形成重点地区の景観形成基準をふまえながら、駅東口整備事

業を開始

令和3年 駅前空間における一体的な景観の形成に向け、駅東口整備事業地

内のLRT施設の仕様を決定

令和4年 景観計画の素案の縦覧(11月11日~24日)

令和5年 宇都宮市景観審議会 (1月18日)

3 変更の概要 別 紙

(1) 景観重要公共施設の追加

駅前空間におけるLRTと調和した良好な景観を保全するため、宇都宮芳賀ライトレール線を景観計画における景観重要公共施設(景観重要道路)に指定し、まちびらきやLRT開業後も景観形成の方針や整備の内容を維持できるようにする。

(2) 既存の景観重要公共施設の表現の見直し

平成20年に指定した景観重要公共施設について,これまでの景観形成の方針を守りながら,時代の変化に合わせた維持保全ができるよう,整備の考え方は維持したまま表現を見直す。

4 今後のスケジュール

3月 告示

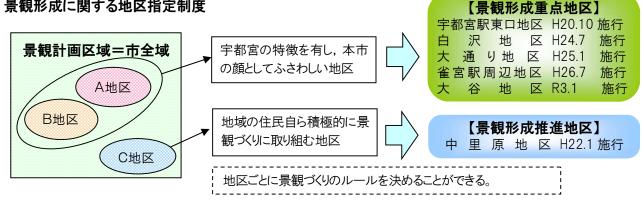
4月 施行

景観形成重点地区・景観重要公共施設の仕組み

1 景観形成重点地区の概要

景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都 宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やルール(デザイン、色彩、緑化など)を定め、重 点的に景観づくりを進める地区指定制度です。

2 景観形成に関する地区指定制度



景観形成重点地区の特徴

- ①**全ての建築物等が届出対象**となることで、きめ細かな景観形成が図れる。
- ②不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、変更命令等を行うことができる。さらに、変更命令 等に従わない場合には、 罰則を適用することができるため、 景観形成のルールの担保性が高まる。
- ③景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がある。

3 景観重要公共施設の概要

公共施設のうち、景観形成重点地区などにおいて、地域の良好な景観形成に係り特に重 要な要素となる公共施設について、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、整備 に関する方針や占用許可の基準を定めることができる制度です。

● 景観重要公共施設の特徴

- ①整備に関する事項が定められた場合には、その整備は景観計画に即して行われる必要がある。
- ②占用等の許可の基準が定められた場合には、占用等を行う際、その基準に適合する必要がある。
- ③公共施設の管理者に同意を得る必要がある。

● 指定済の景観重要公共施設

[宇都宮駅東口地区] 宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路 [大通り地区] 大通り

第3章 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景 観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

1 景観重要道路

- (1) 宇都宮駅東口駅前広場, 駅東口広場通り, 東西自由通路, 宇都宮芳賀ライトレール線
- 1) 適用日

平成20年10月1日(宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路) 令和5年4月1日(宇都宮芳賀ライトレール線)

2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路、宇都宮芳賀ライトレール線

3) 位置

図7のとおり

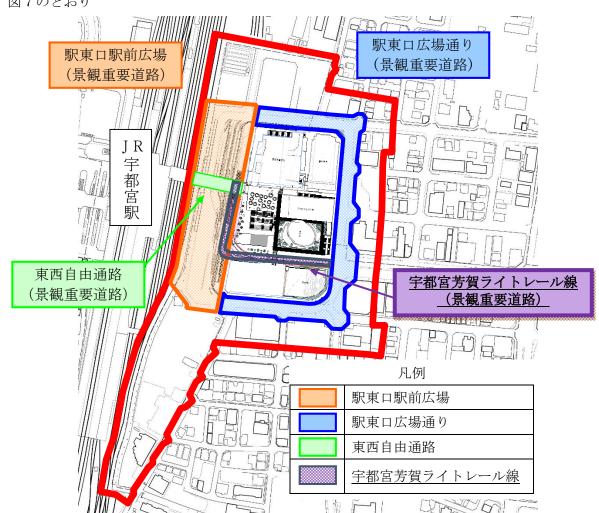


図7 景観重要道路の位置 (宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路,<u>宇都宮芳賀ライトレール線</u>)

第3章 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

宇都宮市景観計画,第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき,景 観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

1 景観重要道路

- (1) 宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路
- 1) 適用日

平成20年10月1日

2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路

3) 位置

図7のとおり



図7 景観重要道路の位置 (宇都宮駅東口駅前広場,駅東口広場通り,東西自由通路)

変更(案)

4) 整備に関する事項

【今回新たに指定する道路】

エ 宇都宮芳賀ライトレール線

【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮の玄関口にふさわしい道路景観の形成
- ・ 駅前空間とまちをつなぐ統一感のあるデザイン

整備の考え方	整備の内容
乗る人も見る人もLR <u>Tが創る新しい風景を</u> <u>感じられる洗練された</u> 空間の形成	 ○ 路面は、まちのデザインと調和した素材を使用する。 (推奨する素材 ウォッシャブルコンクリート) ○ 柵や架線柱は、できる限り細くシンプルな形状とし、周辺の床面や樹木の色彩との調和を図る。 (推奨する色彩 ブラウン系のライトグレー)
新たな市の玄関口として駅前の各空間が交わり、次の空間につながる一体感の演出	 ○ 新たな駅前空間にふさわしい、明るく、空間に溶け込む、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。 (推奨する素材 アルミハニカムパネル) ○ 床材は、東西自由通路との一体感を演出する舗装とする。 (推奨する工法 タイル張り)

現行基準

変 更 (案)

【内容の見直しを行う既存指定施設】

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流	○ <u>緑の流れを創出するような</u> 連続的な植栽配置とする。
れの創出	
	○ 交通の流れを演出する舗装を採用する。
	(推奨する舗装 公共交通の通行帯に一般車両と異なる排水
	性コンクリート舗装)
自然やまちの音・風を感じる	○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、JR線沿い歩道のフェ
駅前空間の形成	ンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。
	○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツ
	リーを配置する。
ユニバーサルデザインの導	○ バリアフリー構造 (段差) を採用する。
入	○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。
	○ わかりやすく,公共施設や交通情報を案内する公共サインを
	設置する。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を
	維持・継承する。
	○ 人と環境にやさしい舗装を採用する。
	(推奨する舗装 透水性平板ブロック (コルゲートタイプ))
	○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む <u>薄く</u>
	スマートな屋根デザインのシェルターを設置する。
	(推奨する材料 アルミハニカムパネル)
	○ まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。

現 行 基 準

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

・まちの持続的な発展を演出	口するアサイン
整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流	○ 操あふれる駅前空間を創出するため、歩行者や自動車の安全
れの創出	性に配慮しつつ,駅前広場南北の流れを創出するような連続的
	な植栽配置とする。
	○ 走行車線の混乱を防止するとともに,駅前広場の流れを創出
	するため、一般車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す。
	○ 公共交通の通行帯は、耐久性に優れた排水性コンクリート舗
	<u>装を採用する。</u>
自然やまちの音・風を感じる	○ 緑あふれる駅前空間を創出するため, J R 線沿い歩道のフェ
駅前空間の形成	ンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。
	○ 乱横断による事故を防止するため、駅前広場内に高さ1.1
	<u>mの横断防止柵を設置する。</u>
	○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツ
	リーを配置する。
ユニバーサルデザインの導	○ バリアフリー構造(段差)を採用する。
入	○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。
	○ わかりやすく,公共施設や交通情報を案内する公共サインを
	設置する。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を
	維持・継承する。
	○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブ
	ロック (コルゲートタイプ) を採用する。
	○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む <u>アル</u>
	ミハニカムパネルによる,薄くスマートな屋根デザインのシェ
	ルターを設置する。
	○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照
	<u>明灯を設置する。</u>

3

変 更 (案)

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行
	う。
	○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を
	維持・継承する。
	○ _人と環境にやさしい舗装を採用する。_
	(推奨する舗装 透水性平板ブロック (コルゲートタイプ))
	○ _まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。

ウ 東西自由通路(歩行者デッキ)

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を	○ 風格のある新しいまちを予感させる舗装を採用する。
演出	(推奨する舗装 御影石舗装)
駅前広場や拠点施設との一	○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式とする。
体感を演出	(薄い床板や屋根など)
	○ 軽やかさを感じる庇を設置する。
人々が安心して楽しく移動	○ 明るく見通しの確保されたエレベーターを設置する。
できる空間	○ あらゆる人が安全で安心,かつ快適に通行できる配慮をす
	<u>る。</u>
	(推奨される配慮 点字ブロックを手すり側に設置する)
自然の光や風を感じる開放	○ 自然の光や風を感じ、開放感のある構造や素材を採用する。
感のある明るい空間	(推奨する構造等 オープン構造,ガラスの採用など)
	○ 豊かな光を感じるトップライトを設置する。

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物(以下「工作物」という。)の道路占用の許可(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。)を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は,道路の仕上げや沿道の建築物,標識やサイン等と調和のとれたものとします。

現行基準

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行
	う。
	○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を
	維持・継承する。
	○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブ
	ロック(コルゲートタイプ)を採用する。
	○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照
	<u>明灯を設置する。</u>

ウ 東西自由通路(歩行者デッキ)

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を	○ 風格のある新しいまちを予感させる御影石舗装を採用する。
演出	
駅前広場や拠点施設との一	○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式(薄い床板や屋
体感を演出	根)。
	○ 軽やかさを感じる庇の設置。
人々が安心して楽しく移動	○ 明るく見通しの確保されたエレベーターの設置
できる空間	○ あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できるよう、点字
	ブロックを手すり側に設置する。
自然の光や風を感じる開放	○ 自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの
感のある明るい空間	採用
	○ 豊かな光を感じるトップライトの設置

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物(以下「工作物」という。)の道路占用の許可(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。)を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は,道路の仕上げや沿道の建築物,標識やサイン等と調和のとれたものとします。

4